平成２４年（フ）第１４号
熊本県天草市牛深町3474番地　市営住宅後浜団地鯖３－１
債務者　佐々木いねみ
1　決定年月日時　平成24年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月12日午後２時
熊本地方裁判所天草支部

平成２４年（フ）第１６号
熊本県天草市浜崎町２番８号
債務者　長川　泰志
1　決定年月日時　平成24年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月12日午後２時15分
熊本地方裁判所天草支部

平成２４年（フ）第３４６号
東京都立川市西砂町２丁目48番地の１リブレＫ１　202号
債務者　鈴野　直美
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１５１号
静岡県磐田市福田1537番地　カナディアンハイツ101号
債務者　大庭　明美
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１６７号
静岡県浜松市南区東若林町1189番地の１　シティハイツヤマト202
債務者　小澤　典弘
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１７２号
静岡県浜松市中区西伊場町47番23号　フジヒロハイツ203号
債務者　奥澤ひとみ
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１７５号
静岡県浜松市中区佐鳴台２丁目20番31号　内山智行方、住民票上の住所静岡県浜松市西区篠原町20944番地の１
債務者　丸山　利通
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１７６号
静岡県浜松市中区上島７丁目17番17号　シャトレーⅢ201号
債務者　髙林　恒司
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２４号
愛媛県八幡浜市保内町磯崎436番地
債務者　丸口　武久
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２４年（フ）第１９２号
静岡市葵区羽鳥１丁目４番25号、旧住所静岡市葵区安倍口新田278番地の７
債務者　市村　嘉久
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０８号
静岡市葵区俵沢418番地、旧住所静岡市葵区梅ケ島4159番地の17
債務者　岩崎　栄人
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７０号
沖縄県うるま市字高江洲1025番地３　シーフォレストリバー202
債務者　矢野　和子
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１１号
熊本県球磨郡あさぎり町免田東1533番地
債務者　大平　千~~午~~
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月20日午後２時
熊本地方裁判所人吉支部

破産手続開始及び破産手続廃止中更正

平成２４年（フ）第５７号
北海道小樽市稲穂１丁目12番713号ステーションハイツ、前住所北海道小樽市緑１丁目29番３号
破産者　濱田　幸彦
1　主文　当裁判所が平成24年５月２日になした破産手続開始及び破産手続廃止決定中、破産者の住所につき「北海道小樽市緑１丁目29番３号、前住所北海道小樽市梅ケ枝町９番６号」とあるを「北海道小樽市稲穂１丁目12番713号ステーションハイツ、前住所北海道小樽市緑１丁目29番３号」と更正する。
2　決定年月日　平成24年５月10日
札幌地方裁判所小樽支部